

## 平塚市相談支援事業所併設型地域活動支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の規定に基づき、障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）のうち、平塚市の委託により相談支援事業を実施する事業所（以下「相談支援事業所」という。）が実施する地域活動支援センター事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (4) その他の用語については、法及び法の関係法令の例による。

### (実施主体)

第3条 地域活動支援センター事業の運営主体は、平塚市とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

### (事業内容)

第4条 地域活動支援センター事業における支援サービス（以下「支援サービス」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。
- (2) 障害者等に社会との交流の促進のための場を提供すること。
- (3) 障害者等の社会生活における技能向上のため訓練を提供すること。
- (4) 障害者等の余暇活動を支援すること。
- (5) 障害者等の生活、医療、福祉、就労その他障害に起因する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- (6) 障害者等を障害者等の居宅又は障害者等が利用する公共交通機関の駅若しくは停留所等と事業所との間を車両を用いて移送すること（以下「送迎」という。）。
- (7) 障害者又は障害児の保護者からの生活・福祉相談に対する助言
- (8) 前各号に付帯して発生する他機関との連絡調整
- (9) その他市長が特に必要と認める事項

### (指定事業者の指定)

第5条 地域活動支援センター事業の運営主体は、法第77条第1項の規定による事業として実施する平塚市障害児者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）を受託した事業所であって、適切な事業実施が可能である者として、あらかじめ市長が指定した者（以下「指定事業者」という。）とする。

2 指定事業者の指定を受けようとする者は、平塚市地域活動支援センター事業事業者指定申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請者の実施能力を審査して平塚市地域活動支援センター事業事業者指定書（第2号様式）により指定事業者の指定をするものとする。

4 指定事業者は、所在地等の変更又は事業の廃止若しくは休止をしようとするときは、あらかじめ、平塚市地域活動支援センター事業変更（廃止・休止）等届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

5 地域活動支援センター事業における指定事業者の有効期間は、相談支援事業の受託期間と同様とする。

（指定事業所の利用定員）

第6条 指定事業者は、指定に係る地域活動支援センター事業の実施事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに、1日当たりの利用定員を定めるものとする。

2 指定事業者は、前項の規定により定めた利用定員を超えて支援サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定事業所の職員配置）

第7条 指定事業者は、指定事業所に2名以上の職員を配置しなければならない。ただし、当該職員は、相談支援事業に係る職員と兼務することができる。

2 指定事業者は、地域活動支援センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、第1項に規定する職員の配置に関し、細心の注意を払わなければならない。

（指定事業所の設備）

第8条 指定事業者は、指定事業所について、支援サービスの提供に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えるとともに、利用者の特性に応じたものとしなければならない。

（運営規程）

第9条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所日及び開所時間
- (4) 利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 支援サービスの範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

（指定の取り消し）

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者に係る第5条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 法第36条第3項第4号、第5号又は第10号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 支援サービスに要した費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 不正の手段により第5条の指定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、地域活動支援センター事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(利用の対象者)

第11条 地域活動支援センター事業の利用の対象者は、平塚市内に居住する満65歳未満の障害者又は障害児であつて、障害の程度、家庭環境、生活状況、就業履歴等を勘案し、相談支援事業所が地域活動支援センター事業の利用が必要かつ有効と認めた者とする。ただし市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 法第5条第10項に規定する施設入所支援を行う施設及び同条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者については、第1項の規定にかかわらず利用の対象者としな

(利用の手続き)

第12条 前条第1項に掲げる者で地域活動支援センター事業を利用しようとする者(障害児の場合はその保護者)は、平塚市地域生活支援事業支給申請書(平塚市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年3月31日規則第29号、以下「細則」という。)第2条における第1号様式を準用)を市長に提出するものとする。また、市長は、難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条で主務大臣が定める疾病に該当する障害児(者))の申請に際しては医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等、対象疾病を確認できる書類の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、地域生活支援事業決定通知書(平塚市移動支援事業実施要綱(以下、移動支援要綱)第7条第2項における第4号様式を準用)を交付するものとする。この場合において、支給することを決定したときは、地域生活支援事業受給者証(移動支援要綱第7条第2項における第5号様式を準用)を併せて交付するものとする。

3 第2項の規定による決定(以下「支給決定」という。)を受けた者を、支給決定障害者等という。

4 支給決定障害者等が、支給決定内容の変更を行うときは、第1項から第2項までと同様の手続きを経ることとする。

5 第1項に規定する申請は、本人の同意があれば運営主体を経由して申請を受理することができる。

(決定の有効期間)

第13条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から起算して、1か月から1年までの間で市長が決定する。

(支給決定の取り消し)

第14条 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第12条第2項に規定する支給決定を取り消すことができる。

(1) 地域活動支援センター事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。

(2) 平塚市以外に居住地を有するに至ったとき。

(3) 満65歳に達したとき。

(4) 第11条第2項に該当するに至ったとき。

2 前項の規定により支給決定の取消しを行った場合において市長は、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給者証の返還を求めるものとする。

(費用の支弁)

第15条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、指定事業者から支援

サービスの提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該指定事業者を支払うべき支援サービスに要した費用について助成するものとする。

2 支援サービスに要した費用の支給基準額は、次の各号に定める額を合算した金額とする。

(1) 基本額 支援サービス（送迎を除く。）の提供1日につき3,800円

(2) 支給決定障害者等が別表1及び2に該当する者である場合。ただし、別表2に該当する者の場合は、当該支給決定障害者等を支援する目的で実際に通常の支援体制よりも支援員を増員してマンツーマンでの支援を行った場合に限る。

支援サービス（送迎を除く。）の提供1日につき5,000円

(3) 送迎加算 送迎の提供1回につき500円

3 前項第1号にかかる支援サービスに要した費用の助成額は、1日又は1回あたり次に定める金額（以下「助成基準額」という。）とする。

区 分	金 額
生活保護の規定による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受ける者及び、支給決定障害者及びその配偶者が市民税非課税の者	支給基準額の100分の100に相当する金額
支給決定障害者及びその配偶者の市民税所得割の額を合算した額が16万円未満の者	支給基準額の100分の95に相当する額
上記以外の者	支給基準額の100分の90に相当する額

4 第2項第2号及び第3号に係る支援サービスに要した費用の助成額は、支給基準額の100分の100に相当する金額とする。

5 支給決定障害者等が支援サービスの提供を受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が指定事業者を支払うべき支援サービスに要した費用について、当該支援サービスに要した費用として当該支給決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し支援サービスに要した費用の助成があったものとみなす。

7 市長は、指定事業者から支援サービスに要した費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。

(不当利得の徴収)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により支援サービスに要した費用の助成を受けた支給決定障害者等又は指定事業者があるときは、その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告)

第17条 指定事業者は、支援サービスを行うごとに平塚市地域活動支援センター事業サービス提供報告書（第4号様式）（以下「サービス提供報告書」という。）に記入を行い支給決定障害者等の確認を受けるものとする。

2 指定事業者は、サービス提供報告書を、提供を行った翌月の10日までに指定に係る事業所ごとに取りまとめた上、市長に提出するものとする。

(指定事業者の責務)

第18条 地域活動支援センター事業の履行に際して事故が生じた場合は、指定事業者がその責任を負うものとする。ただし、市の責任で生じた場合は、この限りでない。

(書類の整理)

第19条 指定事業者は、請求書類その他資料を5年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 運営主体は、「個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者の従事者は、職務上知り得た支給決定障害者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指導及び監督)

第21条 市長は、必要に応じて指定事業者の事業内容を調査し、適切な指導、監督を行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第14条第3号の規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 3 平塚市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第15条第3号の規定は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

#### 別表 1 (第 15 条関係)

第 15 条第 2 項第 2 号による加算の対象となる支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害 1 級、知的障害 A 1 又は精神障害 1 級のいずれか 2 以上に該当する者

(2) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する者

ア 身体障害 1 級に該当し、かつ、知的障害 A 2 又は精神障害 2 級に該当する者

イ 知的障害 A 1 に該当し、かつ、身体障害 2 級又は精神障害 2 級に該当する者

ウ 精神障害 1 級に該当し、かつ、身体障害 2 級又は知的障害 A 2 に該当する者

(3) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、児童相談所において重症心身障害と認定された者

#### 備考

- 1 この表において「身体障害 1 級」又は「身体障害 2 級」とは、それぞれ身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級に該当する障害又は同号の 2 級に該当する障害を有する者をいう。
- 2 この表において「知的障害 A 1」又は「知的障害 A 2」とは、それぞれ療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）において障害の程度が A 1 に該当する障害又は A 2 に該当する障害を有する者をいう。
- 3 この表において「精神障害 1 級」又は「精神障害 2 級」とは、それぞれ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 項第 3 項の表の 1 級に該当する障害又は同表の 2 級に該当する障害を有する者をいう。
- 4 この表において「児童相談所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所をいう。

#### 別表 2 (第 15 条関係)

第 15 条第 2 項第 2 号による加算の対象となる支給決定障害者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 行動関連項目の合計点数 8 点以上の者

(2) 行動上の障害が著しく、常時マンツーマンでの支援が必要な者

(3) 別表 1 の加算に該当しない者

#### 備考

- 1 この表において、行動関連項目の合計点数 8 点以上の者とは、厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 8 点以上であること。

平塚市地域活動支援センター事業 事業者指定申請書

(宛先) 平塚市長

(申請者) 所在地

名称

代表者名

下記のとおり地域活動支援センター事業の指定事業者として関係書類を添えて指定の申請をします。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事業所の所在地					
	連絡先		電話番号		FAX番号	
	法人の種類				法人所轄庁	
	代表者	役職				
氏名						
住所						
指定事業所の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地					
	事業開始予定年月日					
平塚市以外のサービスの登録を受けている場合		サービスの種類		事業所番号		
		事業所名称		登録地		

- 1 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「指定事業所の種類」欄には、今回申請をするものについて必要事項を記載してください。
- 4 「平塚市以外のサービスの登録を受けている場合」欄には、平塚市外において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付番されている場合に、その事業所に関する事項を記載してください。複数の番号を有する場合には、そのうちの一つのみを記載し、他のものは「別紙」に記載してください。
- 5 「別紙」には、上記のほか、他の法律又は市町村において既に指定を受けている内容を記載してください。

指定申請書添付書類

口座振替（変更）依頼書

運営規程

事務所の平面図

事務所の設備・備品の写真

施設長の経歴

運営法人の組織体系図

直近の年度の事業計画書・収支決算書

損害賠償責任保険証書の写し

建物賃貸借契約書等の写し



平塚市地域活動支援センター事業 事業者指定書

平塚市長 （ 氏 名 ）

年 月 日に提出されました申請書を審査した結果、次のとおり平塚市相談支援事業所併設型地域活動支援センター事業実施要綱第4条の規定により、指定事業者として指定しましたので、通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 事業開始予定年月日
- 5 指定の有効期間

平塚市地域活動支援センター事業変更（廃止・休止）等届出書

(宛先) 平塚市長

(申請者) 所在地

名称

代表者氏名

次のとおり指定を受けた事項について変更しましたので届け出ます。

		事業所番号
指定事項を変更した事業所		名称
		所在地
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	主たる事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 (当該指定事業に係る事業に関するものに限る。)	
7	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	地域活動支援センター事業の請求に関する事項	
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
13	その他	
変更年月日		年 月 日
(廃止・休止) 年月日		年 月 日

備考

